

第 49 回八都県市首脳会議の結果概要

平成 18 年 5 月 15 日
八都県市首脳会議

1 主な決定事項等

(1) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の報告について

ア 首都圏ツーリズムの推進について

首都圏ツーリズム基本構想に提案されたプロジェクトの具体化に向け、「東京湾での新たな船上エンターテイメント」や「TOKYO BAY コラボレーション」など 5 つのプロジェクトの平成 19 年度の試行について合意した。

イ 首都圏連合協議会の機能強化について

首都圏連合協議会の機能強化について、運営・体制に係る申し合わせ事項の評価・検証を行い、広域的な課題の解決に向け、必要に応じて見直しを行うこととした。

ウ アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

高速道路ネットワークの整備やアクアラインなどの環状道路を利用しやすい料金体系とすることなどにより首都圏の高速道路を有効に活用することについて、国等に働きかけるとともに、今後も情報交換・意見交換を行うこととした。

エ 首都圏における救急救命に関する環境整備の推進について

策定した基本方針及びマニュアルにもとづき、A E D の普及とその啓発に向けた取組を実施することとした。

オ 建設廃棄物の総合的管理による不法投棄防止について

今後、これまでの検討状況を踏まえ、実務上の課題や現行法令との関係などについて、自治体を含めた協議検討の場の設置及び制度の実現を国に要求することとした。

カ D M A T（災害派遣医療チーム）の円滑な活動に向けた取組について

災害救助体制における医療体制の充実のため、D M A T の運営にあたっての課題を整理、検討し、今後の自治体 D M A T の効率的な展開に向けた研究を行い、次回までに研究成果を報告することとした。

キ 首都圏における建設発生土等の不適正な埋立ての根絶について

八都県市の共通認識による課題、問題点を整理した上で現状分析を行い、建設発生土等の流れを総合的に管理し、オーバーフローしない循環型の有効利用システムの構築などについて研究・検討を進め、国に対して法改正等を要望することとした。

ク 夏のライフスタイルの実践について

八都県市地球温暖化防止の取組として、前年に引き続き、夏のライフスタイルの実践に取り組むこととした。実施時期については、6月1日～9月30日までとするが、各自治体の状況に応じて、その期間内で弾力的に運用することとする。

(2) 地方分権改革の推進に向けた取組について

真の地方分権型社会を実現するためには、地方の自主性・自立性を高めることが不可欠であることから、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙1のとおり、意見表明を行うこととした。

(3) 「首都圏連合フォーラム」の開催について

「首都圏連合フォーラム」は、第1回の開催について、別紙2のとおり、秋の首脳会議と同日に開催することとし、今後、調整は座長が中心となって進め、首都圏連合協議会を活用して準備に取り組むこととした。

(4) テレビゲームなどメディアが子どもたちに与える影響と対策について

テレビゲームなどメディアが子どもたちに与える影響について意見交換を行い、首都圏連合協議会において、国等の研究成果の検証や情報収集に努め、今後、必要な取組の検討を行うこととした。

(5) 確かな学力をはぐくむための子供の望ましい生活習慣の確立に向けた取組について

子どもの規律ある生活習慣の確立に向けて意見交換を行い、首都圏連合協議会において、八都県市として共同で取り組む方向で検討を行うこととした。

(6) 国勢調査の調査方法等の抜本的な見直しについて

平成22年に予定されている次の国勢調査を円滑に実施するため、調査方法等の抜本的な見直しについて、八都県市として意見を取りまとめ、別紙3のとおり、国に対して要望を行うこととした。併せて、八都県市として、よりよい調査方法等の検討を首都圏連合協議会において行うこととした。

(7) 不正な行為による硫酸ピッチの生成と保管の禁止について

硫酸ピッチの撲滅に向けて、法整備などの抜本的な対策について、八都県市として意見を取りまとめ、別紙4のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(8) 地方自治体における会計制度改革の推進について

自治体経営の一層の改善を図るため、首都圏連合協議会において、公会計制度改革について検討を行うとともに、検討結果を取りまとめ、国に対して要望を行うこととした。

(9) 八都県市としての道州制の研究について

広域自治体である都県と基礎自治体である政令市が、「道州制」について共同で研究を行うことについて意見交換を行い、首都圏連合協議会において研究を進めることとした。

(10) 構造計算書偽装問題に係る建築基準法の見直しについて

国において責任を持って建築確認制度の見直しに取り組むとともに、指定確認検査機関の法的責任を明確化するため、建築基準法の二段階目の改正に向けて、八都県市の意見を取りまとめ、別紙5のとおり、アピールを行うこととした。

(11) その他

川崎市が近隣自治体と進めている「多摩・三浦丘陵の保全・再生に向けた広域連携」の取組と、「千葉県NPO法運用マニュアル」について紹介があった。

また、「2008年開港都市（横浜・新潟）サミット」の誘致及び「2016年東京オリンピック」の招致について、八都県市として、引き続き支援を行っていくこととした。

2 次回は、平成18年秋、神奈川県において開催する。